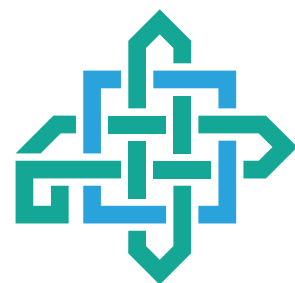


連携の絆を深め、輝く明日へ



# ニュースレポート 中央会

NEWS REPORT CHUOKAI

No.784

2021

7



令和3年度通常総会開催報告



業界こぼれ話「土質試験の話」



支部だより



7月20日は中小企業の日

北海道中小企業団体中央会

## Contents

- 01 令和3年度 中小企業連携組織デジタル化支援事業のご案内/  
新入職員のお知らせ
- 02 令和3年度 通常総会開催報告
- 04 北海道よろず支援拠点のご案内
- 05 特集インボイス制度～令和3年10月1日から登録申請書受付開始！～
- 06 民法改正③保証制度の変更点について  
～札幌シティ法律事務所 弁護士 片岡 淳平 氏～
- 07 縄文時代を歩く① 大船遺跡 ～祭祀場が発達した拠点集落～
- 08 業界こぼれ話（土質試験の話）
- 10 賃金引上げ等の実態に関する調査にご協力ください
- 11 全国の先進組合紹介④ ～東京都洋傘協同組合～
- 12 5月の道内景況
- 14 支部だより
- 16 中小企業大学校旭川校からのお知らせ  
中小企業基盤整備機構からのお知らせ

## INFORMATION

### 中小企業庁からのお知らせです

## 「中小企業の日」及び「中小企業魅力発信月間」を実施します

### 1. 「中小企業の日」及び「中小企業魅力発信月間」とは

中小企業・小規模事業者の存在意義や魅力等に関する正しい理解を広く醸成する機会を国民運動として提供していくため、定められた期間において、官民で集中的に中小企業・小規模事業者に関連するイベント等を開催する取組です。

### 2. 実施時期及び内容について

#### ○実施時期

中小企業基本法の公布・施行日である7月20日を「中小企業の日」、7月の1か月間を「中小企業魅力発信月間」と定め、毎年、同日・同期間に実施することとしています。

#### ○内容

関係省庁（中小企業庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）や、関係団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、中小企業家同友会全国協議会）の協力のもと、地域の中小企業・小規模事業者に関わるイベント（シンポジウム、セミナー、商工祭等）を開催します。

### 3. 統一ロゴマーク

取組の推進のため、一定の使用基準の下、中小企業庁のホームページから関係団体・企業等が自由に使用できる統一ロゴマークを無償提供します。



7月20日は中小企業の日

詳しい内容については、中小企業庁ホームページをご確認ください。

# 令和3年度 中小企業連携組織デジタル化支援事業のご案内

## 事業内容

中央会では、デジタル化への啓発や組合における運営及び共同事業等のデジタル化の推進を通して、事務・事業の効率化や共同事業の活性化を図るため、下記の支援を実施いたします。

## 支援内容

### 1 職員による巡回支援

中央会職員が組合事務局等に対し、ZoomをはじめとするITツールの活用方法を紹介します。

### 2 セミナーの開催

7月19日(月)から8月26日(木)の期間、道内10か所でセミナーを開催し、Zoomをはじめ、災害時・緊急時において安否確認や状況把握を迅速に行うためのITツール、補助金等の支援策について紹介します。

### 3 専門家による支援

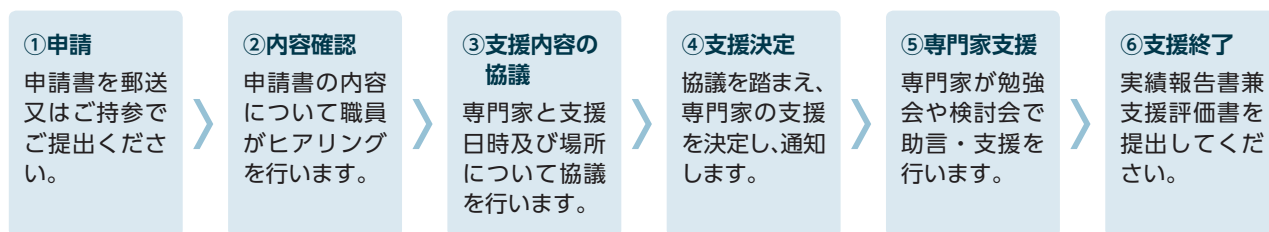
デジタル化の対応に主体的に取り組む組合に対し、専門家を活用して勉強会や検討会を実施し、デジタル化の推進を図ります。

(1)支援期間・回数 支援決定から令和4年3月25日(金)までの期間でおおむね2回

(2)申請受付期間 令和4年3月18日(金)まで

(3)費用 無料(ただし、道外の専門家の支援を希望される場合は、北海道までの公共交通機関の費用をご負担いただきます。)

#### (4)専門家支援の流れ



#### お問合せ先・ 申請方法

事業の詳しい内容や申請様式の入手等は本会ホームページをご覧ください。本部連携支援部又は各支部へお問合せください。

北海道中小企業団体中央会内(担当:連携支援部) 札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 3階  
TEL:011-231-1919 FAX:011-271-1109  
HP:[https://www.h-chuokai.or.jp/oshirase/news/2021\\_digital.html](https://www.h-chuokai.or.jp/oshirase/news/2021_digital.html)

## 新入職員紹介



- 氏名 上飯野 健太(かみいいの けんた)
- 所属 連携支援部
- 出身地 根室市
- 趣味 プロ野球観戦

根室市出身の上飯野と申します。6月から勤めていて、連携支援部に配属となりました。初めての社会人経験で慣れない部分が多く、毎日大変ですが、これから頑張っていきますのでよろしくお願い致します。

# 令和3年度 通常総会開催

～提出議案を全て可決～



尾池会長



議長 朝倉副会長



鹿森監事



松浦専務理事

6月3日、ホテル札幌ガーデンパレスにおいて、会員組合など830名(書面、委任状を含む。)の出席を得て、令和3年度通常総会を開催しました。新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発令延長に伴い、全道的に外出・移動の自粛徹底など厳しい措置が要請されていることを踏まえ、昨年引き続き開催規模を大幅に縮小し、来賓祝辞及び総会終了後の懇親パーティーも取り止めさせていただきました。総会では、尾池会長の開会挨拶後、朝倉副会長を議長として議案の審議が行われ、令和2年度事業報告、令和3年度事業計画をはじめとする全ての議案を満場の賛成により原案どおり可決しました。

## 令和3年度通常総会における会長挨拶(要旨)

北海道内におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、過去に例を見ない経済活動の停滞に見舞われ、私たち会員事業者も極めて厳しい状況に置かれております。

このような中、私ども中央会では、経営存続に深刻な影響を受ける会員組合や組合員企業への支援について、国、道や札幌市、各支部においては、地元の市や町に対し要望を行い、資金繰りをはじめ各種関連施策の改善や、経済対策が実行されているところでございます。

先が見通せない極めて厳しい環境ではありますが、このような時こそ、相互扶助の精神を基本とする、私たちの組織が力を発揮できると考えておりますので、皆様のご協力をお願いします。

結びに、会員組合及び組合員企業の皆様に感染防止対策に万全を期していただき、事業の継続発展と従業員の健康をご祈念申し上げるとともに、本日の総会が活発な議論のもと、実り多いものとなることをご期待申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

令和3年6月3日

北海道中小企業団体中央会  
会長 尾池 一 仁

# 令和3年度 主な新規・拡充事業

## I 組織支援事業

### ・経営環境変化対応支援事業【拡充】

予期せぬ新型コロナウイルス感染症の流行や多発する自然災害、加えて働き方改革や消費税のインボイス制度の導入、法改正等の制度変更など、中小企業・小規模事業者の経営に大きな影響を与える環境変化への対応力を高めるため、組合や組合員事業者を対象に講習会の開催や専門家の派遣等を通じて支援する。

### 1. 新型コロナウイルス感染症対応支援事業【継続】

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業・小規模事業者が、資金調達や経営改善等の課題、給付金、助成金等の申請など早急に対応できるよう、専門家及び職員による個別支援等を行う。

### 2. 働き方改革等相談支援事業【継続】

時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金の導入、職場におけるハラスメントに関する法規制の強化など雇用・労働に関して事業主の義務が増す中、中小企業・小規模事業者が円滑・適正に対応できるよう、社会保険労務士等の専門家による個別支援等を行う。

### 3. 消費税関連対応支援事業【継続】

令和5年10月に予定されるインボイス制度の導入など、消費税に関連する各種課題に中小企業・小規模事業者が円滑・適正に対応していくために、税理士等の専門家による個別支援等を行う。

### 4. 事業継続力強化計画等策定支援事業【拡充】

コロナ禍において「事業継続力強化計画」の必要性が高まっていることから、計画の策定及び国からの認定の取得を支援するとともに、多発する自然災害や未知の感染症の流行など、経営に打撃を与える様々なリスクに備えるために、専門家による「BCP(事業継続計画)」の策定・導入のための個別支援等を行う。

### 5. その他の経営環境変化対応支援事業【拡充】

上記1～4のほか、法律・制度の改正など様々な経

営環境変化の課題に対応するため、専門家による個別支援等を行う。

## II 連携強化事業

### ・特定地域づくり推進事業【拡充】

昨年6月施行の「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づいて制度化された特定地域づくり事業協同組合について、対象となる人口急減地域の事業者のニーズに沿って、協同組合を活用した就業人口の増加により地域振興を図るため、北海道や市町村、商工団体と連携して組織化を支援する。

また、制度概要の周知や認定申請及び労働者派遣事業の届出等について専門家及び職員等の個別支援を行う。

### ・中小企業連携組織デジタル化支援事業【新規】

政府は、デジタル化への集中投資とその環境整備のためにデジタル庁を設置し、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進や変化を加速するための制度・慣行の見直し(書面・押印・対面主義からの脱却等)など、デジタル化を集中的かつ強力で推進していくこととしている。

中小企業組合にはデジタル化に対応できる人材は少なく、急速なデジタル化に取り残される懸念も強いことから、デジタル化への啓発や組合における運営及び共同事業等のデジタル化の推進を通して、事務・事業の効率化や活性化を図るための支援を実施する。

### ・課題解決型組合集中支援事業【拡充】

中小企業・小規模事業者が、経済的・社会的環境の変化に的確に対応し成長発展を遂げるため、単独では対応困難な課題の解決や新たな活路の開拓に向けた問題を改善するための方策の立案や、解決策実現に向けた事業を実施する会員組合等に対し助成する。

北海道経済産業局からのお知らせです

# 北海道よろず支援拠点のご案内

～経営課題を専門家に相談、具体的な提案を受けて改善へ～

## ○北海道よろず支援拠点の概要

経済産業省北海道経済産業局では、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）を公益財団法人北海道中小企業総合支援センターに委託し、「北海道よろず支援拠点」を開設しています。

北海道よろず支援拠点では、中小企業、小規模事業者、事業協同組合等の方々、創業予定の方の売上拡大や経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応しています。相談体制として、専任のチーフコーディネーターと26名のコーディネーターが配置され、複雑・高度・専門的な経営課題を抱える中小企業、小規模事業者、事業協同組合等に対し、ニーズに応じたきめ細かい支援サービスをワンストップで提供します。

## ○中小企業、小規模事業者、事業協同組合等の皆さまへ

北海道よろず支援拠点では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待しがたい中、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための事業の再構築に関する相談を多く受けています。

専門的な見地から、実現可能性の高い事業戦略や事業展開についてアドバイスを行っていますので、中小企業・小規模事業者、事業協同組合等の皆さまは、ぜひお気軽にお問合せください。（事業の再構築以外の経営課題に関する相談も多く受けています。）

### 具体的には？

- ・売上を拡大したい
- ・生産性を向上させたい
- ・起業・創業したい
- ・資金繰りを改善したい
- ・労務・雇用について相談したい
- ・事業再生について相談したい
- ・事業承継を検討している
- ・海外進出を狙っている

## ○金融機関等の認定経営革新等支援機関の皆さまへ

北海道よろず支援拠点内に「事業再構築サポートチーム」を立ち上げて、金融機関等の認定経営革新等支援機関の皆様が事業計画づくりを支援する際に（事業再構築補助金の申請に関して無償で確認書を発行するケースなど）、企業の事業戦略面について連携してアドバイスを行う体制を整えました。連携をご希望される場合は、お気軽にお問合せください。

お問合せ先

### 北海道よろず支援拠点

札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル9階  
（公益財団法人北海道中小企業総合支援センター内）

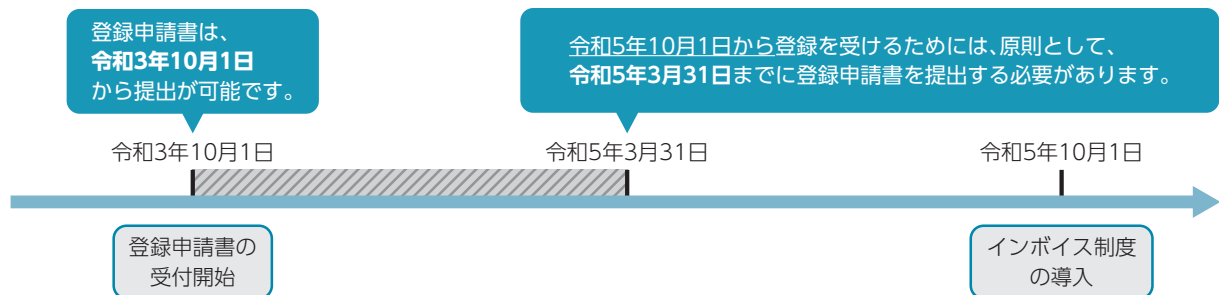
TEL:011-232-2407 E-mail:soudan@hsc.or.jp HP:https://yorozu.hokkaido.jp

国税庁からのお知らせです

## 特集インボイス制度 ~令和3年10月1日から登録申請書受付開始!~

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

### ■制度導入までのスケジュール



### ■インボイスとは？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

### ●現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

〈区分記載請求書(現行)〉

~令和5年9月

請求書	
〇〇株式会社	(株)△△
●年●月分	
■月▲日 割りばし	550円
■月▲日 牛 肉	※ 5,400円
：	
合 計	43,600円
(10%対象	22,000円)
(8%対象	21,600円)
※は軽減税率対象	

#### 【記載事項】

- ①請求書発行事業者の氏名又は名称
- ②取引年月日
- ③取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

〈インボイス〉

令和5年10月~

請求書	
〇〇株式会社	(株)△△ (T 1234...)
●年●月分	
■月▲日 割りばし	550円
■月▲日 牛 肉	※ 5,400円
：	
合 計	43,600円
10%対象	22,000円 内税 2,000円
8%対象	21,600円 内税 1,600円
※は軽減税率対象	

#### 【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ①登録番号(課税事業者のみ登録可)
- ②適用税率
- ③税率ごとに区分した消費税額等

### Check point

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

お問合せ先

消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター

TEL:0120-205-553 受付時間:午前9時~午後5時(土日祝除く)

# 民法改正③ 保証制度の 変更点について

札幌シティ法律事務所  
札幌市中央区大通西5丁目1-1  
桂和大通ビル38 6階  
TEL 011-271-5305  
FAX 011-271-5309  
HP <https://www.sapporocity-law.jp/>



弁護士  
片岡淳平氏

札幌シティ法律事務所の片岡淳平です。本号では、令和2年4月1日から施行となった改正民法における保証制度の変更点について、特に実務への影響が大きい点に絞って解説します。

## 1. 改正民法の概要

改正民法では、事業資金を個人が保証する場合は、いわゆる経営者保証の場合を除いて、公正証書を作成することが必要になりました。また、個人保証人の保護を拡充する趣旨から、全ての個人根保証契約に極度額を規定することが求められます。さらに、主債務者又は債権者に保証人に対する情報提供義務が課されます。

## 2. 公正証書の作成義務

個人の保証人が、事業のために負担した貸金等債務を保証する場合(又は貸金等債務を根保証する場合)には、契約に先立ち、公正証書を作成しなければならず、これを怠った場合、保証契約は無効になります。

ただし、主債務者が法人である場合において、保証人が、取締役等の一定の役職者であったり、総株主の議決権の過半数を有する者等であれば、公正証書の作成は不要です。同様に、主債務者が個人である場合は、共同事業者又は主債務者の事業に従事する配偶者が保証人であれば、当該義務は課されません。

## 3. 極度額の定め

改正民法では、個人によるあらゆる根保証契約<sup>1</sup>に極度額(弁済上限額)を定めなければならず、極度額の定めがないと根保証契約は無効になります。改正前は、主債務が貸金等債務の場合にのみ極度額の定めが必要でしたが、今後は、個人の根保証契約の全てについて極度額を定めなければなりません。

ちなみに、極度額の金額については、改正民法は特に規制はありませんので、債権者と保証人の間で合意した金額は原則として有効となります。もっとも、合理的な範囲を超え、著しく高額な場合は、公序良俗

に反して保証契約が無効となる可能性がある点に注意が必要です。

## 4. 保証人に対する情報提供義務

まず、契約の締結に際して、主債務者は、委託して保証人となってもらう人に対して、財産及び収支の状況等について情報を提供しなければなりません。そして、主債務者がこの情報提供義務を怠った場合には、保証人が保証契約を取り消すことができる場面が生じます。

また、契約締結後において、債権者は、保証人の請求に応じて主たる債務の履行状況に関する情報を提供する義務や主債務者が期限の利益を喪失したことを保証人に通知する義務を負います。

## 5. 実務への影響

このように、改正民法では、保証契約の内容・手続の両方にルールが追加されました。そのため、今後、保証契約を締結する場合には、上記の改正を踏まえた見直しが必要です。

まず、会社が借入れを行う際に、第三者に保証人となってもらう場合には、その保証人に公正証書の作成に協力してもらう必要がないかの検討が必要です。また、これまでは極度額の定めが不要であった、賃貸借契約の債務の保証や従業員の入社に当たって締結する身元保証契約といった根保証契約にも極度額の定めが必要となることは特に注意を要します。また、主債務者や債権者に情報提供義務が課されるようになったため、情報提供を失念しないようにするための体制を整えることも有用です。

本稿は概要の解説に留まるため、改正民法に則った対応ができるか不安があれば専門家にご相談ください。

<sup>1</sup> 根保証契約とは、既に発生している特定の債務を担保するのではなく、継続的な関係から将来発生する不特定の債務を包括的に担保する保証をいいます。





# 縄文時代を歩く①

## 大船遺跡 ～祭祀場が発達した拠点集落～

北海道では、青森県、岩手県、秋田県及び関係市町とともに、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に向けて様々な取組を進めています。登録を目指す17遺跡のうち、道内には構成資産6遺跡、関連資産1遺跡が所在。令和元年12月に世界遺産への推薦が正式決定、今年5月26日にはイコモスにより登録が勧告されました。今後は、7月に開かれるユネスコ世界遺産委員会での登録審査・決定を目指します。

約1万年もの長きにわたり自然と共存しながら採集・漁労・狩猟を基盤とした豊かな生活・精神文化を築いた縄文時代の人々の営みを今に伝える「北海道・北東北の縄文遺跡群」。本連載では、全7回にわたって道内に所在する構成資産及び関連資産をご紹介します。過去から受け継いだ貴重な文化遺産を見つめ直し、縄文時代の人々に思いを馳せてみませんか。

### 大船遺跡(北海道函館市) 紀元前3,500年～紀元前2,000年



太平洋をのぞむ段丘上に立地する拠点集落。竪穴建物、貯蔵穴、盛土、墓などの施設が分離して配置されています。竪穴建物は床を深く掘り込んだものが多く、深さ2mを超える大型のものもあります。祭祀場である大規模な盛土には、膨大な量の土器・石器、焼土などが累積し、長期間にわたって祭祀・儀礼が行われていたことを示しています。

このほか、クジラやオットセイなどの海獣骨、マグロやサケなどの魚骨、クリやクルミなどの堅果類なども出土し、沿岸地域における生業と精神文化を示す重要な遺跡です。



出典: JOMON ARCHIVES (函館市教育委員会所蔵)



出典: JOMON ARCHIVES (函館市教育委員会所蔵)

### 道外の構成資産

北海道・北東北の縄文遺跡群は、北海道6遺跡、青森県8遺跡、岩手県1遺跡、秋田県2遺跡の合計17遺跡で構成され、その他に関連する遺跡(関連資産)が北海道と青森県にそれぞれ1遺跡所在します。

青森県	岩手県
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別史跡三内丸山遺跡(青森市)</li> <li>・史跡小牧野遺跡(青森市)</li> <li>・史跡大森勝山遺跡(弘前市)</li> <li>・史跡大平山元遺跡(外ヶ浜町)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡田小屋野貝塚(つがる市)</li> <li>・史跡亀ヶ岡石器時代遺跡(つがる市)</li> <li>・史跡二ツ森貝塚(七戸町)</li> <li>・史跡是川石器時代遺跡(八戸市)</li> </ul>
	秋田県
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別史跡大湯環状列石(鹿角市)</li> <li>・史跡伊勢堂岱遺跡(北秋田市)</li> </ul>
	関連資産
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡長七谷地貝塚(青森県八戸市)</li> </ul>

お問合せ先

北海道環境生活部 文化局文化振興課 縄文世界遺産推進室 札幌市中央区北3条西6丁目/TEL:011-204-5168  
函館市教育委員会生涯学習部 文化財課兼世界遺産登録推進室 函館市東雲町4番13号/TEL:0138-21-3111

シリーズ

ちょっと一息

第70回

# 業界こぼれ話

土質試験の話



## 組合の紹介

北海道土質試験協同組合は、昭和40年に地質調査を行う事業者によって、地質調査で採取された「土」の土質試験を行う共同試験所として設立されました。

現在は、土質試験に加え、コンクリート試験や鉱物分析など社会公共事業全般に関連する総合試験所として活動を行っています。

## なぜ地質調査を行うの？

道路や橋などの構造物を建設するときは、必ず事前に地盤の分布性状を調べる地質調査を行い、地震などの災害で壊れないようにしなければいけません。また、土も土の粒子の大きさから粘土、シルト、砂、礫と分けられる普通土と畑に用いられる黒土、未分解の植物の遺骸からなる泥炭、火山から噴出された火山灰からなる特殊土に分けられ、その構成粒子や周りの自然環境によって土の性質も多種多様に変化しているため、きちんと地質調査をしないと道路が波打つように変形したり、地震でマンションが傾いたり、家の傍の崖が崩れたり人命に関わる災害を引き起こすこともあります。

## 土質試験はどのように行うの？

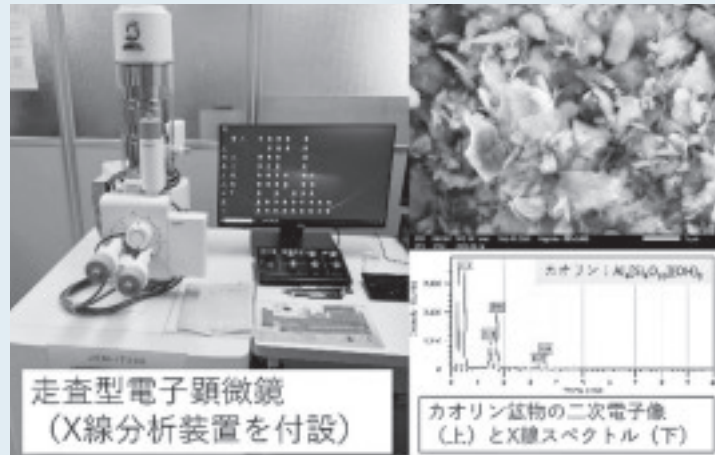
土質試験を行う土は、所定の深さから専用の採取器具を用いて採取します。粘性土の場合は乱れないように、砂の場合はドライアイスを用いて凍結させて現地の状態を保持したまま実験室に搬入します。次に実験室で土を詳しく観察して記録した後、調査目的に合った試験を実施します。



地中から採取した粘土(試験前)

## 土質試験から何が判るの？

土質試験は、土の状態、性質や強さを正確に数値で表すことを目的として実施されます。これらの数値を使用して地盤や地盤上に建設する橋や建物などの設計や工事、災害時の地盤の挙動解析などに使用されます。



### 北海道胆振東部地震の時は土質試験をしたの？

地震後に地すべりの専門家と斜面崩壊が起こった厚真町の現地を訪れて土(火山灰土)のサンプルを採取し、実験室で試験と分析を行いました。

土質試験は、土の物理・強度特性試験の他に電子顕微鏡やX線分析も含めてできる試験・分析を全て実施しました。また、札幌市街地で液状化現象が起こった場所でも液状化を起こした砂を乱さないように実験室に搬入し、供試体に振動を加える試験を行い地震抵抗性も測定しました。これらの試験結果を参考に地盤破壊のメカニズムを明らかにし、災害復旧工事などにも設計値として利用されました。

### 地質調査や土質試験結果は今後どのように活用されますか？

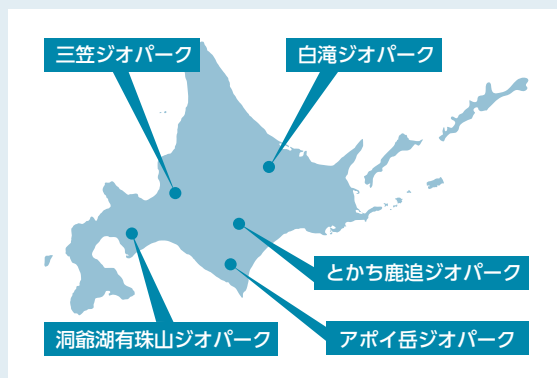
これからは人ではなくAIが地図を作るようになるかもしれません。さらに、その地図に地下空間として地盤の状態を連続した空間として表現し、利用できる地図が登場し、日本国民の安全な暮らしを守るための重要な情報として活用される日が近いうちに来るでしょう。

2018年に一般財団法人国土地盤情報センターが設立され、全国の地質調査で得られた地質地盤情報の収集、管理運営が行われており、現在データの一部が一般公開されています。近い将来、収集された地盤情報の一層の有効活用が図られることでしょう。

### ジオパークを知っていますか？

ジオパークは、科学的に貴重な地形や地質を見ることができる「大地の公園」です。その8割以上が国立公園や国定公園と重複しており、自然を満喫できる場所です。

日本には39か所のジオパークがあり、そのうち北海道では、アポイ岳、十勝鹿追、洞爺湖有珠山、白滝、三笠の5か所が指定されています。新型コロナウイルス感染症が収束した際には、ドライブがてら訪れてみてはいかがでしょうか。



今回は、北海道士質試験協同組合 専務理事 折笠 章氏よりご寄稿いただきました。ありがとうございました。

厚生労働省からのお知らせです

# 令和3年賃金引上げ等の実態に関する調査にご協力ください

厚生労働省では、民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的に、毎年1月から12月までの1年間の常用労働者の賃金改定状況を調査しています。

調査の結果は、最低賃金決定のための中央最低賃金審議会の審議で使用するほか、労働経済白書をはじめとする賃金分析等に広く活用されます。

## ○調査の対象

製造業及び卸売業、小売業については常用労働者30人以上、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業のうちから産業、企業規模別に無作為に抽出した企業

○調査の時期 令和3年7月

○調査の方法 厚労省から対象企業に調査票が郵送されます。

## 令和2年度調査結果のポイント

### 1 賃金の改定状況

#### (1) 賃金の改定の実施状況別企業割合

「1人平均賃金<sup>(注)</sup>を引き上げた・引き上げる」企業割合 81.5% (前年 90.2%)

#### (2) 1人平均賃金の改定額(予定を含む) 4,940円(前年 5,592円)

改定率(予定を含む) 1.7%(同 2.0%)

<sup>(注)</sup> 1人平均賃金とは、所定内賃金(諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない。)の1人当たりの平均額をいう。

### 2 定期昇給等の実施状況

#### (1) 賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業における定期昇給の状況

##### 定期昇給を「行った・行う」企業割合

管理職 67.3% (前年 71.2%)

一般職 75.5% (同 80.4%)

#### (2) 定期昇給制度がある企業におけるベースアップの状況

##### ベースアップを「行った・行う」企業割合

管理職 21.5% (前年 24.8%)

一般職 26.0% (同 31.7%)

#### (3) 賃金カットの実施状況

賃金カットを「実施し又は予定している」企業割合 10.9% (前年 6.0%)

お問合せ先

厚生労働省 政策統括官付参事官付賃金福祉統計室 賃金第二係  
TEL:03-5253-1111 (内線7653)

## 全国の先進組合事例紹介④

クラウドファンディングを活用しての  
最高級洋傘「東京洋傘ゼロワン」の製造

# 東京都洋傘協同組合

- 住所 〒111-0053 東京都台東区浅草橋五丁目8番1号 洋傘会館2階
- 設立 昭和24年10月 ●組合員数 30人
- 主な業種 洋傘製造業 ●出資金 1,240千円
- URL <http://www.tokyo-umbrella.or.jp/>



### 背景・目的

当組合には、東京都伝統工芸士に認定されている方を含めた、高い技術を持った職人が集まっており、以前からその職人たちが協力して最高級・最先端素材を用いた洋傘を製造したいという構想がありましたが、コスト面等が課題となり実現できていませんでした。

そのような中、当組合の理事長が自社でクラウドファンディングを活用して折りたたみビニール傘を製造したところ、想定以上の実績をあげるなど大成功を収めることができ、この成功事例を参考に、クラウドファンディングを活用した最高級の洋傘「東京洋傘ゼロワン」を製造することになりました。

### 取組みの手法と内容

理事長が中心となり、クラウドファンディングの手続きを行いました。まず、運営会社の選定については理事長が以前利用した株式会社マクアケに決定。その後、運営会社から出資者の性別、年齢層、過去のクラウドファンディングの成功率といった情報を元に、マーケットリサーチを効果的に展開するためのアドバイスを受けました。これにより、ターゲットとする顧客層、アピールする製品の特徴、クラウドファンディングを開始するタイミングを明確にイメージすることができました。

クラウドファンディングサイトへの掲載に際しては、洋傘の特徴を分かりやすく伝えることを考え、写真や動画を用いて説明するなど内容を工夫しました。2019年11月下旬から50万円を目標にクラウド

ファンディングを開始した結果、97万円が集まり、この資金をもとに洋傘を製造しました。

製造は、日本の傘業界でレジェンドと称される伝統工芸士を中心に、6人のプロジェクトチームを結成し、最高級・最先端素材を用いた洋傘の企画・設計について検討を重ねました。その結果、生地に光沢のある最高級正絹を使用し、骨は全てカーボン製にすることなどを決定しました。製造後は出資者8人全員に洋傘を送付し、出資者分以外にも14本の洋傘を受注しました。



### 成果とその要因

目標を超える額の資金調達に成功するとともに、最高品質の傘を製造することができました。結果として資金調達やIT活用の新たな手法、高級傘製造における分業体制を確立できたほか、組合員間の連携意識の醸成にもつながりました。

なお、今回の取組はインターネットの商品紹介サイト等でも取り上げられており、東京洋傘のPRにも寄与しています。

#### Point

当組合の活動に理事長会社でのクラウドファンディングの成功体験をフィードバックすることで効果的な展開が可能となりました。

# 5月の道内景況

情報連絡員レポート



## 主要DIそろって小幅な下げに転じる

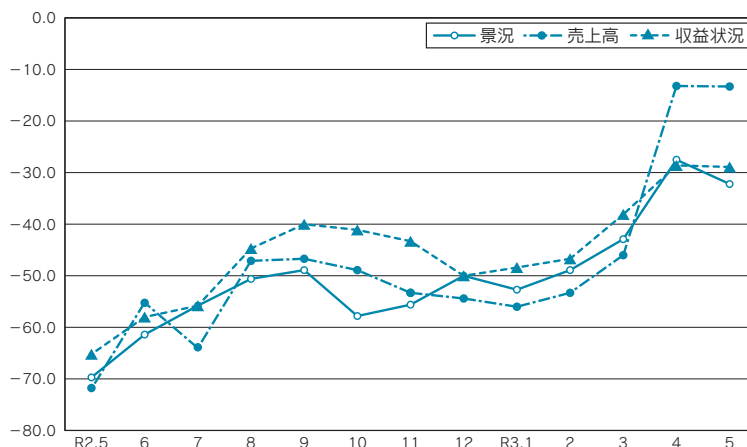
### 概況

全業種の主要DIの推移では、「景況」「売上高」「収益状況」の全ての項目が下がり、2月から続いた回復傾向に歯止めがかかる結果となった。

業種別の比較では、製造業は「取引条件」のみの悪化に留まった一方、非製造業では「販売価格」「雇用人員」を除く5項目で落ち込みが見られる。

5月の情報連絡員報告によると、緊急事態宣言延長に伴う時短・休業要請の継続により、人の流れが停滞し、特に観光・飲食業など対面型サービス業で一層の消費の鈍化が見られ、今後の経営環境の悪化や先行き不透明感を危惧する声が多く聞かれた。また、製造業では、世界的な需要の高まりにより鑄造資材や建築材を始め原材料の価格が高騰し、コスト上昇要因となっており、資源不足や製品価格への転嫁に苦慮している組合が多い。

主要DIの推移



### 景況天気図(前年同月比)

	全業種			製造業			非製造業		
	4月	5月	前月比	4月	5月	前月比	4月	5月	前月比
業界の景況	△27.5	△32.2	△4.7 ↓	△31.3	△28.1	3.1 ↑	△25.4	△34.5	△9.1 ↓
売上高	△13.2	△13.3	△0.1 ↓	△15.6	0.0	15.6 ↑	△11.9	△20.7	△8.8 ↓
収益状況	△28.6	△28.9	△0.3 ↓	△25.0	△25.0	0.0 →	△30.5	△31.0	△0.5 ↓
販売価格	1.1	5.6	4.5 ↑	△3.1	0.0	3.1 ↑	3.4	8.6	5.2 ↑
取引条件	△8.8	△16.7	△7.9 ↓	△3.1	△6.3	△3.1 ↓	△11.9	△22.4	△10.5 ↓
資金繰り	△18.7	△18.9	△0.2 ↓	△28.1	△12.5	15.6 ↑	△13.6	△22.4	△8.9 ↓
雇用人員	△11.0	△6.7	4.3 ↑	△3.1	0.0	3.1 ↑	△15.3	△10.3	4.9 ↑

(凡例) 30以上 10~29 9~△10 △11~△29 △30以下



**天気図の見方** 各景況項目について調査月と前年同月を比較して、「増加」(または「好転」)したという回答(構成比)から「減少」(または「悪化」)という回答(構成比)を差し引いた値(DI)をもとに作成。天気の表示は凡例のとおりです。

## 製造業

- 緊急事態宣言発令に伴う飲食店や大型店等への時短・休業要請、学校や施設等の休校・休業により各社大幅な売上ダウンとなった。(めん類/全道)
- コロナが収束し、業務用関連の出荷量が元に戻らない限り、出荷減は続く。(味噌・醤油/全道)
- 製材市況、原木市況いずれもカラマツ保合、エゾ・トドマツは強保合。カラマツ原木は合板用が確保されていることから敬遠されている。製材受注は徐々にあるが本格的ではない。エゾ・トドマツ原木は上向き傾向。製品受注は旺盛にある模様だが、原木の不足感も出ている地域がある。紙原料はこれまでと大きな動きはない。木質バイオマス原料は順調に集荷されている。外材の高騰で輸入製材の入荷が少なくなっており、建築材を取り合う動きが激しくなっている。今後は外材入荷によるウッドショックの影響が大きな問題になると思われる。(一般製材/全道)
- 昨年同期比で受注量は回復している。輸入材不足から代替素材としての需要が増加しているが、既存の顧客対応で手一杯の状態。資源不足に加え働き方改革により増産は不可能。(一般製材/中川郡)
- 緊急事態宣言発令の影響もあり、予定されていた行事等が中止となり、悪影響が生じている。(印刷・同関連業印刷/札幌)
- 5月の生コン出荷量は前年同月比101.0%の約215千m<sup>3</sup>。(窯業・土石製品製造業/全道・生コン)
- 一部の地域では若干の増加傾向が見られた。大型の物件自体がほとんどなく、大・中・小規模とも見積もり依頼は相変わらず少ない。(窯業・土石製品製造業/全道・ガラス)

## 非製造業 (卸・小売・商店街・サービス業)

- 前年同時期は緊急事態宣言による商業施設の休業等が徹底されていたため最低水準の業況だったが、その時に比べ緩和された部分が多く前年対比では増収増益との回答が多い。一昨年との比較では厳しい状況に変わりはない。他方コロナ禍で需要が創出された商品もあり、業態による格差が生まれている。(各種商品/札幌)
- 5月の当組合買付高は仲卸、荷受合計で先月実績より増加した。ワクチン接種が始まり、安心材料が増えたことが需要の底上げに結びついたようだが、緊急事態宣言の延長により、再び消費が鈍化することへの懸念が強い。依然として大規模量販店を中心に週末の営業自粛が要請され、生鮮流通にとって極めて厳しい状況にある。今後、これらの影響により青果取扱高が減少に転じる可能性は高く、予断を許さない状況といえる。(野菜・果実/札幌)
- 前年が緊急事態宣言の期間中で、特に伸長幅が高かった時期のため、その反動で売上は前年を割っている。大型連休中は人の動きが増え、若干観光面でも動きが出たが、その後の緊急事態宣言発令で再度沈静化し、厳しい状況が続いている。(菓子/全道)
- 輸入材の減少(ウッドショック)により、道内材の引き合いが強く、受注に対し供給が間に合わず苦戦している。(木材/全道)
- 5月上旬までの物販は前年比105%と回復傾向にあったが、緊急事態宣言発令後から全業種で急激に売上が減少した。業種別では、単価の上昇による燃料売上と、家電売上が増加した以外は全ての業種で減少となった。昨年も一昨年を大幅に割り込んでいたが、それを更に下回る売上となり、一層厳しさが増している。(各種商品/旭川)
- 今年の大型連休は、緊急事態宣言下で迎えた昨年とは異なり、飲食店を中心に久しぶりに行列が見られ、駐車場利用も軒並みコロナ禍前のような混雑が見受けられた。一方、物販店は全くと言っていいほど売上がなく、消費レベルの低さが如実に表れている。大型連休終了後は、緊急事態宣言発令により、エリア内には全く人が歩いていない状況となっている。(各種商品/函館)
- 緊急事態宣言が発令されたことで、回復の兆しがあった売上も再度激減した。特に飲食店は時短要請により経営状態の悪化が激しい。(各種商品/日高)
- 組合全体の前年比は93.3%。食品・スーパー関連の前年比は94.8%、ホームセンター関連は81.7%、その他一般店は前年比101.2%だった。管内初のコロナ感染者の確認に加え、緊急事態宣言発令が追い打ちとなり、商店街への客足は大幅に減少し続けている。高齢化や後継者問題等に起因する店舗の廃業が続く中、コロナの影響で廃業を決めた店もあり、今後の経済動向に不安を感じている。(各種商品/芦別)
- 売上高は対前年比100.29%。緊急事態宣言の発令で、特に飲食店への納品業務が大きなダメージを受けている。(野菜・果実/札幌)
- コロナの感染拡大と緊急事態宣言発令により、人の流れが悪くなり、観光・土産・ホテル関係は前年比30%減少と回復が難しい状況。(各種食料品/札幌)
- 原油価格は4月以降上昇傾向にある。原油価格のコスト増分は随時小売価格に反映させているものの、安値市況が続く一部激戦地では地場中小零細企業の経

- ・ 製造資材の高騰が続く。昨年同月比では良いが、原材料高騰が止まらず利益が減少している。製品価格に転嫁できていない企業もある。(鉄鋳鋼物/全道)
- ・ 製鉄各社は原料高を理由に鋼材価格を1か月半ばりに値上げし、鋼材は当面高値が続くと見られ、調達を早める動きが出てきている。造船業においてもコスト上昇要因となるのは避けられない。国内造船所は新造船の引き合いが増加し、受注量を積み上げている状況で、年間建造量以上の受注を決めた造船所もある。当組合としては、新造船の受注増で仕事量が確保され、先の見通しが明るくなってきた。(金属製品/室蘭)
- ・ コロナでイベントが軒並み中止になり、レンタル関係の業績が悪化している。(金属工作機械/全道)
- ・ 銅合金やアルミ材など原材料の価格が上昇している。北海道全域で感染が拡大しているとの報道の影響が、他県からの受注がゼロとなっている。(金属工作機械/函館)
- ・ 物流関係の新規受注が復調傾向にある。(金属工作機械/旭川)
- ・ 輸入材・国産材値上りの情報を受け、原材料価格の高騰を懸念している。副資材等の価格高騰も業界として痛手となる可能性がある。年内の売上にしても楽観視はできないと感じている。(家具/旭川)
- ・ 民間工事では、緊急事態宣言等の影響で、店舗関係の工事の発注延期、工事計画自体の取り止め、個人においても住宅の新築・改修工事の受注減少が発生し、工事高が不足している。(建具/札幌)

- 営は厳しい状況。ガソリン販売では、大幅減少となった前年よりは増加したが、例年との比較では減少しており、コロナ禍以前の状況には回復していない。こうした中、緊急事態宣言が発令され、更なる企業活動や人の流れの停滞等によるガソリン販売への影響が懸念される。(燃料/全道)
- ・ 緊急事態宣言発令による観光業・飲食業の先行き不透明感から、LPガスの需要減が懸念される。(燃料小売業/稚内)
- ・ 5月の卸値は若干値上がりし、小売価格も修正されたが、利益は量販店の攻勢により圧縮、横這い状態となっている。(燃料小売業/旭川)
- ・ 昨年はエアコンのスタートが早く、売上に貢献したが、今年は巣ごもりが常態化し、消費は低迷している。(電気機械器具/全道)
- ・ 需要時期を迎えて、農作業の効率化に向け大手・中小ともにスマート農業(特にドローン・GPS)が加速している。緊急事態宣言の中、各社ウェブでの展示会や新機種の案内チラシ配布等を行い、密にならないような販売活動を展開している。(農業用機械器具/全道)
- ・ 大型連休明けは少々動きが鈍かったが、後半は好調に推移した。商品自動車の仕入流通価格が高く、仕入に苦慮しているようだ。(中古自動車/札幌)
- ・ 天候不順や緊急事態宣言の影響で、客足が落ち込んでいる。一般車を扱っている店はスポーツ車専門店よりも幾分動きが良い。(自転車/自動車/全道)
- ・ 地元百貨店の4月売上高は前年同月比36.9%増の3億2,146万円。5月共通駐車券の利用は前年同月比103.7%となったが、コロナ前(令和元年)同月比は53.2%、買物共通バス券は前年同月比69.7%と減少が続く。緊急事態宣言発令により極めて厳しい状況が続いている。(帯広市/帯広)
- ・ 緊急事態宣言が再発令され、不安が増す中で営業しているが、当然利用者数は減少し、売上にも影響が及んでいる。(ホテル・旅館/札幌)
- ・ 緊急事態宣言の影響で2館が休館した。入込は前年対比増加、休館していない施設は売上増となったが、前年5月はすべての施設が休館していた期間が長く、比較にならない。前々年度との比較では3割にも満たない非常に厳しい結果となっている。(旅館/音更)
- ・ 道内中小IT企業の深刻な人手不足感が顕在化している。コロナ禍でもDX化による業務効率向上のためのクラウドサービスへの移行は必ず個別のシステム開発が伴うが、結果として、自社サーバーが不要となって管理費用の削減にもつながることから、道内企業の需要が右肩上がり伸びている。首都圏の大手企業やシステム開発企業からのAIやIoT、セキュリティ絡みのシステム開発案件が伸びている。受注する道内中小IT企業にとっては追い風だが、案件開発に携わる技術人材が質も数も不足しているのが現状。案件単金の値上げ交渉が難しいことや、即戦力の人材確保だけでなく、人件費の上昇、技術者の離職の発生等の問題が収益を圧迫することに頭を悩ませる道内中小IT企業が多い。フリーランスやテレワーク主体の女性開発者、ギグワーカーへ、就職情報誌や派遣会社等を利用して対象を広げているが、人手不足の解消は見通せず、この厳しい状況は今後も続く予測している。(ソフトウェア/全道)

## 非製造業 (建設・運輸業)

- ・ 公共工事の発注物件は未だ少ない状況。民間工事に関しては、大型物件など動きは出てきているが、地元企業は本来の発注元との間に何社も企業が入った中での受注となることが多く、価格面や工程管理などで対応できる組織や人材を作っていく必要がある。予定の工期通りに工事を進めていくためにも、コロナ感染防止対策など施工以外の環境を整えていくことが今後更に求められる。(電気工事/全道)
- ・ 既受注工事は概ね例年並の推移だが、一部に新規受注の減少も見受けられる。コロナ禍の長期化に伴い建築計画の延期や中止といった今後の建設需要減少が懸念されている。(左官工事/全道)

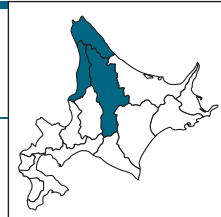
- ・ 引越・スポット案件は昨年同月より落ち込んでいるが、組合全体では宅配が好調で売上自体は落ちていない。取引条件については、口頭ではあるが値下げが大手から打診されている状況で、フリーの軽運送事業者への影響が大きいと思われる。(一般貨物自動車運送/全道)
- ・ 荷動きについて、馬鈴薯・玉葱は道内の在庫量が少なく、コンテナでの輸送が主体になっている。緊急事態宣言の影響で個人消費向けの日用雑貨類以外の貨物量は減少している。(一般貨物自動車運送/石狩)
- ・ 売上高は前年同月比12.5%増加。乗務員数は前年同月比16.0%減少。4月分チケット取扱高は前年同月比42.2%増加。(一般乗用旅客/旭川)

# 支部だより



## 上川・宗谷支部(旭川市)

所管／上川・宗谷総合振興局・留萌振興局管内  
駐在職員／小野事務所長・渡邊主任・安武主事



### 士別市内に上川管内14番目の道の駅誕生！ 「羊のまち 侍・しべつ」5月1日オープン

去る5月1日、士別に新しい道の駅が誕生しました。その名も「羊のまち 侍・しべつ」。上川管内では14番目、道内では129番目となる道の駅です。士別市、商工会議所、士別市中心商店街振興組合、サフォークスタンプ協同組合が出資して昨年3月に設立された第三セクター、まちづくり士別株式会社が



運営しており、士別市中心商店街振興組合の事務局機能も担っています。

アンテナショップには地元農畜産物や加工販売品が並び、併設する「レストラン武士(RESTAURANT TAKESHI)」では士別産の地域ブランド羊肉「士別

サフォークラム」を使用したメニューを堪能することができます。

他にも、落ち着いた木の温もりを感じられるカフェ・交流スペース、市内



の観光情報を提供するインフォメーション、士別市への移住・定住をサポートするコーディネーターが常駐するナビデスクを設置し、地域住民と観光客を温かく迎えます。

道の駅めぐりの一環として是非立ち寄ってみてはいかがでしょうか。

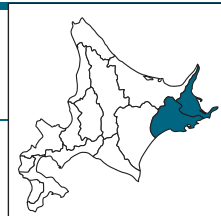
#### 「羊のまち 侍・しべつ」

士別市大通東5丁目440番地23

<https://machi-shibetsu.securesite.jp/michinoeki/>

## 釧根支部(釧路市)

所管／釧路総合振興局・根室振興局管内  
駐在職員／長谷川事務所長・尾崎主事



### 独自ブランドで道東の生乳をPR！

道東の酪農家で組織し、生乳の共同販売を行ううえのわ事業協同組合(島崎美昭理事長、組合員数40人)は、去年4月に独自ブランド「NOWA(のわ)」を立ち上げました。

ブランドコンセプトに「あたりしさを、生乳に」という理念を掲げ、全国的にも有名な道東の牛乳をさらに普及させるため、組合員の生乳を使用した商品開発に取り組んでいます。

現在販売しているのは濃厚でなめらかな口当たりが好評のカップアイスと、牛乳本来のおいしさを追求したソフトクリーム(2種類)で、どちらも厳しい審査基準を通過した生乳を使用し、何度も試作を重ねた



NOWAのロゴマーク。ちえのわの由来となっている「人の輪」と太陽の光で、「生産者に光をあて、輝いてもらう」という意味が込められている。

こだわりの商品となっています。

島崎理事長は「酪農家の想い

が詰まった自慢の生乳が商品になることで、生産者である組合員のモチベーションはさらに上がる。新しい



形で道東の生乳を知ってもらい、酪農産物をさらに盛り上げたい。」と話しました。

組合では、こうした新しい取組を通じて、変化の激しい今の時代の中で生産者が自立するとともに、酪農産物の仕組みを発展させ、次世代に引き継いでいくことを目指しています。

商品の購入方法など詳細は組合ホームページをご確認ください。

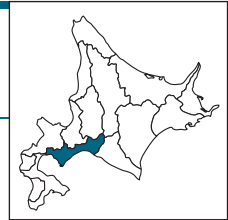
⇒<https://chienowa.jp/>





## 胆振支部(室蘭市)

所管/胆振総合振興局管内  
駐在職員/増田事務所長・渡辺主事



### 町の魅力が伝わるマップ「白老散策」

白老町は「ポロト湖」「ヨコスト湿原」など豊かな自然に恵まれているだけでなく、白老牛やタラコをはじめグルメも豊富。また、昨年7月に「民族共生象徴空間ウポポイ」が開業したことで全国的にも一躍有名になりました。しかし、長引くコロナ禍の影響で町の商店街はすっかり人通りが少なくなってしまう、活性化を図るためにも、商店街そのものの知名度向上が課題となっていました。

そこで、今年の5月、協同組合白老商業振興会(村上英明理事長、組合員数26人)では白老町の観光マップ「白老散策」を作成しました。おもて面では、白老の自然を満喫できるスポットのほか、日帰り観光の参考にもらえるようにモデルコースを紹介。裏面には業種ごとに分かりやすく色分けした組合店舗情報を



掲載しています。

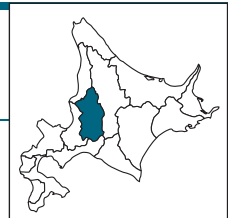
マップは持ち運びやすさ、見やすさを考慮したA3サイズで、素早く簡単に開閉できる「ミウラ折り」を採用しました。表紙の素材には牧草が使われており、競走馬や肉牛で有名な白老の雰囲気に適したデザインに仕上がっています。

マップは1,000部発行し、白老駅北観光インフォメーションセンターや役場などに配布しました。マップの評判はとても良く、村上理事長は「これまでコンパクトな地図がなかったので、今回作ることができて良かった。ウポポイを訪れる観光客の方にはマップを片手に商店街も散策していただき、地元住民の方には地域の魅力を再発見するツールとして活用してほしい。」と話しました。



## 空知支部(岩見沢市)

所管/空知総合振興局管内  
担当/連携支援部 大瀧主任



### 地元ワインを通じた町おこし

空知管内では近年、ワイナリーやヴィンヤード(ワイン用のブドウを生産する農場)が急増し、地域の観光資源として注目されつつあります。

中空知の中心都市・滝川市でもワインを通じた町おこしに力を入れており、2014年から「そらちワイン×ワインFesta」と称したイベントを年に一度開催しています。このイベントは、空知のワインが一堂に揃い、滝川をはじめとした空知の飲食店自慢の料理とのマリアージュを楽しめると毎年多くの参加者で賑わいますが、昨年は残念ながら新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となってしまいました。このほか、人気が高まりつつある



空知のワインをより手軽に楽しめるように「滝川BYO」と銘打った空知産ワイン

を滝川市内の賛同飲食店に無料で持ち込める取組も行っています。BYOとは“Bring Your Own bottle”の略で、自らが用意したワインボトルを飲食店に持ち込むという意味。空知産の食材と一緒に空知産ワインを味わってもらうことで新たな食文化を育もうとする道内初の取組です。

いずれもたきかわ観光協会と滝川市、滝川市内の飲食店がタッグを組み、より多くの消費者に「そらちワイン」と「滝川の食」の魅力を知らせようと力を入れています。コロナが落ち着いた際には、イベントやBYOを活用し、お気に入りのそらちワインを探してみたいかをご紹介します。



そらちワイン×ワインFesta▶たきかわ観光協会 TEL:0125-23-0030  
滝川市観光国際課 TEL:0125-28-8031  
滝川BYO公式ホームページ▶<http://www.takikawabyo.net>

## 中小企業大学校旭川校おすすめ研修のご案内

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で助成制度があります。  
 概要は、旭川校のホームページをご覧ください。(右のQRコードからもご覧頂けます)



コース No. **22** 実践で学ぶ！生産性を向上させる仕事の進め方  
**チーム力を高める効率的かつ  
 成果につながる仕事のコツ**

7月26日(月)～28日(水)

受講料：32,000円(税込)

対象レベル：管理者・新任管理者・その候補者



チームが業績目標を達成していくために、「計画」「時間」「成果」の視点で業務プロセスを管理する方法を演習を交えて身につけ、自社への定着化のポイントを学びます。

コース No. **23** 部下のやる気と能力を引き出す指導法  
**部下を育て  
 組織力を高める手法を学ぶ**

8月25日(水)～27日(金)

受講料：32,000円(税込)

対象レベル：管理者・新任管理者・その候補者



管理者の役割及び部下指導の基本的な考え方を学んだ上で、現場で活用できる手法と計画的な部下育成の取り組み方について、演習を交えて学びます。

コース No. **24** 営業力を高める！新規顧客へのアプローチ  
**お客様に選ばれるためのアクションプランと営業テクニック**

9月1日(水)～3日(金)

受講料：32,000円(税込)

対象レベル：管理者・新任管理者・その候補者



これまで見えていなかった顧客へのアプローチや、商品の新たな用途を見出すことで新規取引に繋げる方法を理解し、自社に合った実効性の高い新規顧客開拓への取り組み方を検討します。

【研修の特徴】

- ① 効率的な顧客アプローチで新規顧客開拓の生産性が向上します。
- ② 新規顧客開拓が個人的スキルから組織的スキルへ進化し、組織としての営業力が高まります。
- ③ 自社の顧客動向を客観的に分析することで、新規顧客開拓の仮説を立てるとともに、自社に合った新規顧客開拓の行動計画を策定します。

コース No. **25** リーダーシップ強化講座  
**部下のやる気と能力を引き出すリーダーシップ**

9月13日(月)～15日(水)

受講料：32,000円(税込)

対象レベル：管理者・新任管理者・その候補者



管理者に求められるリーダーシップの知識・スキルを理解し、効果的に発揮する方法について、演習を交えて学びます。

【研修の特徴】

- ① 職場づくりの核となる管理者・リーダーに求められる役割とリーダーシップを理解します。
- ② 組織力を最大限に引き出すためのリーダーシップを発揮する方法を学びます。
- ③ 自身の現状をふまえて、理想とするリーダー像の実現に向けて「何をすべきか」を明確にできます。

講座内容詳細は   初めてのの方は

資料請求や講座内容についてお気軽にお問い合わせください。

電話 0166-65-1200 / FAX 0166-65-2190

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 北海道本部

住所 旭川市緑が丘東3条2丁目2-1

中小企業大学校 旭川校



経営者にも  
退職金を!

# 小規模企業共済制度



**ポイント①** 常時使用する従業員が20名以下  
(商業・サービス業では5名以下)の個人事業主、  
個人事業主の共同経営者(2名まで)  
及び会社の役員の方が加入できます。

**ポイント②** 無理のない掛金、税制面での大きなメリット!

- 掛金は毎月1,000円~70,000円(500円単位)の範囲内で自由に選択できます。
- 掛金は全額所得控除、受取りは「退職所得扱い」(一括受取)または「公的年金等の雑所得扱い」(分割受取)となります。

**ポイント③** 事業資金の貸付け・災害時のサポートもあります!

- 事業資金等の貸付制度が利用できます(担保・保証人不要)。
- 地震・台風、火災等の災害時にも貸付けが受けられます。



全国加入者  
約48万人の  
実績!

# 経営セーフティ共済制度



**ポイント①** 中小企業で、引き続き1年以上事業を行っている方が加入できます。

- 取引先事業者が倒産して売掛金債権等が回収困難となった時に貸付けが受けられます。
- 取引先との商取引の事実確認だけで、迅速に貸付けが受けられます。

**ポイント②** 無理のない掛金、税制面での大きなメリット!

- 月額5,000円~200,000円(5,000円単位)の範囲内で自由に選択できます。
- 掛金は全額「損金(法人)」または「必要経費(個人事業)」に算入できます。

**ポイント③** 最高8,000万円まで貸付けが受けられます。

- 掛金総額10倍の範囲内で、回収困難となった売掛金債権等の額
- 貸付条件は「無担保・無保証人」「無利子」※ただし、貸付けを受けた場合、貸付額の10分の1の額が、積立てた掛金から控除されます。

**ポイント④** 40ヶ月以上掛けていれば、

- それ以降掛金を掛けなくても、共済金の貸付けは受けられますので安心です。
- 解約しても共済金の貸付けを受けていなければ積立てた掛金の全額が戻ります。



本制度についてのお問い合わせ・お申し込みは

北海道中小企業団体中央会

〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目  
プレスト1-7 3階

TEL/011-231-1919  
FAX/011-271-1109

本制度は、法律に基づき独立行政法人  
中小企業基盤整備機構が運営しています。

(独)中小企業基盤整備機構  
共済相談室

TEL 050-5541-7171



## 商工中金の 中小企業組合支援

個々の企業では解決できないさまざまな課題に、連携して対応する中小企業組合。商工中金は、1936年の設立以来、一貫して組合・組合員の価値向上に取り組んでいます。これまでも、これからも、商工中金は、組合運営のフォローや補助金等の情報提供、ご融資を通じて、組合が手がけるさまざまな共同事業の円滑な発展をサポートしていきます。

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

札幌支店	〒060-0002 札幌市中央区北二条西 3-1-20	TEL : 011-241-7231
函館支店	〒040-0001 函館市五稜郭町 33-1	TEL : 0138-23-5621
帯広支店	〒080-0013 帯広市西三条南 6-20-1	TEL : 0155-23-3185
旭川支店	〒070-0035 旭川市五条通 9-1703-81	TEL : 0166-26-2181
釧路営業所	〒085-0847 釧路市大町 1-1-1	TEL : 0154-42-0671

<https://www.shokochukin.co.jp/>

商工中金

検索



## 北海道中小企業団体中央会

〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 3階

TEL 011-231-1919 FAX 011-271-1109

ホームページアドレス <https://www.h-chuokai.or.jp>

発行日/2021年7月1日(毎月1日発行)

\*この機関誌は、誰もが読みやすいユニバーサルデザインフォントと環境にやさしい植物油インキを使用しています。

